

奈良県の
中小企業・小規模企業
のための

金融案内

2019年度



奈良県 産業・雇用振興部 地域産業課

〒630-8501

奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8807（直通）

奈良県 制度融資

投資



目次

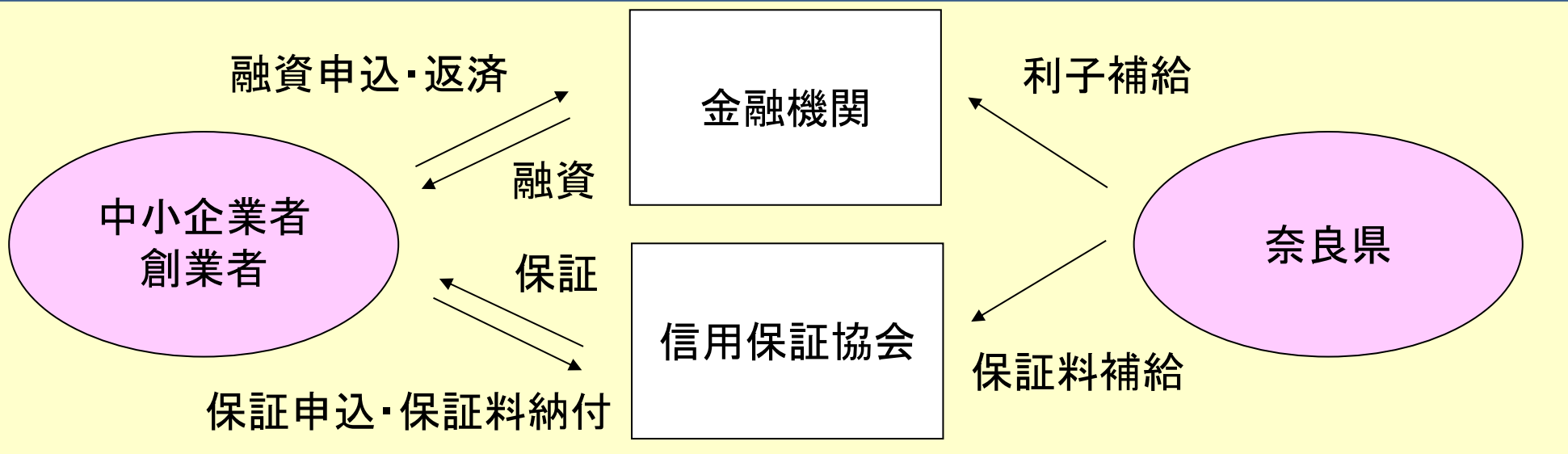
制 度 融 資 と は		3
融 資 の 一 般 的 な 流 れ		4
融 資 に 関 す る お 問 い 合 わ せ 先		5・6
チ ャ レ ン ジ 応 援 資 金		7・8
創 業 資 金		9・10
奈良の飲食店・宿泊施設育成支援資金		11・12
地域未来投資促進・研究開発支援・インバウンド対応		13・14
新エネルギー・働き方改革・事業承継		15・16
緊 急 支 援 資 金		17・18
一 般 事 業 資 金		19・20
保 証 料 率 表（弾力化保証料率）		21
信 用 保 証 協 会 の 信 用 保 証 制 度		22
奈 良 県 の 直 接 融 資 制 度 等		裏表紙
県 内 市 町 村 商 工 担 当 課		裏表紙

目的別資金一覧表				
資金種別	状態	目 的		該 当 資 金
創業系資金	創業後1年未満の方 創業前の方	・新規性・独創性を備える優れた事業計画を有し、創業するとき		創業支援資金【認定枠】 P. 9
		・県の南部・東部地域で創業するとき		創業支援資金【南部・東部枠】 P. 9
		・女性、若者、シニアの方で創業するとき ・他の都道府県から県内へ移住して創業するとき		女性・若者・シニア・U I Jターン創業支援資金 P. 9
		・県内で飲食店を創業するとき		創業支援資金【飲食店認定枠】 P. 11
		・県内で宿泊業を創業するとき		創業支援資金【宿泊施設認定枠】 P. 11
	創業後5年未満の方 創業前の方	・創業に際して事業資金を必要とするとき		創業支援資金 P. 9
		・勤務先を5年以内に離職した方又は60歳以上の方で創業するとき ・市町村の認定特定創業支援事業による支援を受けた方で創業するとき		創業支援資金【離職者等起業促進支援】 【認定特定創業支援】 P. 9
事業拡大系資金	現に事業を営んでいる方	事業拡大等に取り組む	・事業拡大・業種転換・経営多角化に取り組むとき	チャレンジ応援資金 P. 7
			・小規模企業者であるとき	チャレンジ応援資金【小規模企業枠】 P. 7
			・新規性・独創性を備える優れた事業計画を有するとき	チャレンジ応援資金【認定枠】 P. 7
			・宿泊業に進出又は新たに宿泊施設を開業するとき	既存事業者による宿泊施設開業支援資金 P. 11
			・宿泊施設を増改築するとき	宿泊施設増改築・設備整備支援資金 P. 11
			・地域経済牽引事業計画の承認を受けているとき	地域未来投資促進資金 P. 13
			・優れた研究開発計画を有し、研究開発に取り組むとき	研究開発支援資金 P. 13
			・外国人観光客の買物やサービス需要等を取り込むための環境整備を行うとき	インバウンド等対応資金 P. 13
			・太陽光発電等の設備を導入するとき	新エネルギー等対策資金 P. 15
			・働きやすい職場作りや従業員の処遇改善に取り組むとき	働き方改革推進企業等応援資金 P. 15
事業承継資金		引き継ぐ事業を	・事業承継計画について知事の認定を受けているとき	事業承継支援資金【経営承継関連保証型】 P. 15
			・奈良県事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業承継計画を策定したとき	事業承継支援資金【一般保証型】 P. 15
緊急支援資金		売上減少等を改善	・売上減少等により、資金繰りを改善したいとき	経営環境変化・災害対策資金 P. 17
			・「特定中小企業者」として、市町村長の認定を受けているとき	セーフティネット対策資金 P. 17
			・大規模な経済危機等発生時に「特例中小企業者」として、市町村長の認定を受けているとき	大規模経済危機等対策資金 P. 17
			・認定支援機関の支援を受け、事業の再生に取り組むとき	再生支援資金 P. 17
一般事業資金		事業資金が必要	・事業資金が必要なとき	経営強化資金 P. 19
			・小規模企業者で、事業資金が必要なとき	小規模企業者支援資金 P. 19
			・地域産業事業者で、事業資金が必要なとき	地域産業振興資金 P. 19
			・改元又は消費税率の変更に伴う資金が必要なとき	改元等対応資金 P. 19
			・商工組合中央金庫の貸付対象となる団体等(中小企業等協同組合等)であるとき	組織強化育成資金 P. 19

※上記は主な例示です。資金ごとの条件によっては、該当資金が利用できない場合もありますので、ご了承ください。

制度融資とは

制度融資とは、融資条件（利率・融資限度額など）を奈良県が定め、奈良県信用保証協会が保証を行い、金融機関が融資を行う制度です。県が利子と保証料の一部又は全部を負担し、金融機関と奈良県信用保証協会の協力を得ることにより、中小企業の皆様が資金調達される際の負担軽減を図ることを目的としています。



融資の対象となる方

- 県内に事業所を有し、現に事業を営んでいる、県税に滞納のない中小企業者
- これから県内で新たに事業を始めようとする、県税に滞納のない中小企業者
- これから県内で新たに中小企業者として創業しようとする者

○中小企業者

■会社、個人事業者（資本金または従業員数のどちらかの要件を満たしていること）

業 種	資本金	従業員数	
		小規模企業者	
製造業等（建設業・運輸業含）	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
医療法人等	—	300人以下	

業 種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業 （自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

■特定非営利活動法人（NPO）

業 種	従業員数	
	小規模企業者	
製造業等（建設業・運輸業含）	300人以下	20人以下
卸売業	100人以下	5人以下
小売業	50人以下	5人以下
サービス業	100人以下	5人以下

[特定非営利活動法人（NPO）の方がご利用いただけない資金]

- ・創業支援資金
- ・創業支援資金【認定枠】
- ・創業支援資金【南部・東部枠】
- ・女性・若者・シニア・UIターン創業支援資金
- ・創業支援資金【飲食店認定枠】
- ・創業支援資金【宿泊施設認定枠】
- ・事業承継支援資金
- ・再生支援資金
- 【経営承継関連保証型】
- ・小規模企業者支援資金

■組合

・・・法律に基づいて設立された、事業協同組合、協業組合、商工組合等及びその連合会

融資の一般的な流れ

1 相談

まずは制度融資の取扱金融機関・信用保証協会・県地域産業課等でご相談ください。

金融機関や信用保証協会でご相談されると、より具体的な相談が可能です。

2 融資申し込み

※認定・確認等

金融機関で融資を、信用保証協会で保証を申し込みます。

融資申し込みに関する書類は金融機関所定です。県税事務所で県税に滞納がないことの証明書を取得し、一般に決算書や税務申告書等を提出することが必要です。同時に、金融機関を経由して、信用保証協会への保証申し込みも行うこととなります。

3 審査

金融機関と信用保証協会の審査を受けます。

金融機関と信用保証協会が、経営状況や事業内容の審査を行います。

※融資の是非は金融機関と信用保証協会が決定します。県が審査の内容に関与することはできません。

担保及び保証人が必要となる場合があります。

法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

4 融資

審査を通り、融資が決定されると、融資が実行されます。

同時に、事業者は信用保証協会へ保証料を納付します。

5 返済

金融機関へ返済をします。

据置期間のある資金は、据置期間中は利子のみの返済となります。

※償還方法は割賦によります。(経営強化資金は割賦の他一括返済も可能。(ただし、融資期間が1年以内の場合のみ。))

※認定・確認等

○融資・保証申し込み、奈良県知事や市町村長の認定等が必要な資金があります。

○認定書には有効期限が定められているものがあります。

知事認定要

- チャレンジ応援資金【認定枠】
- 創業支援資金【認定枠】
- 創業支援資金【南部・東部枠】
- 女性・若者・シニア・UIJターン創業支援資金
- 創業支援資金【飲食店認定枠】
- 創業支援資金【宿泊施設認定枠】
- 既存事業者による宿泊施設開業支援資金
- 宿泊施設増改築・設備整備支援資金
- 研究開発支援資金
- 新エネルギー等対策資金
- 働き方改革推進企業等応援資金
- 事業承継支援資金【経営承継関連保証型】
- 経営環境変化・災害対策資金

知事承認要

- 地域未来投資促進資金

知事確認要

- 創業支援資金
【離職者等起業促進支援】

市町村長認定要

- セーフティネット対策資金
- 大規模経済危機等対策資金

融資に関するお問い合わせ先

奈良県

地域産業課
0742-27-8807

○制度融資全般について
○知事認定等について(下記資金)
チャレンジ応援資金【認定枠】
創業支援資金【離職者等起業促進支援】
創業支援資金【認定枠】
創業支援資金【南部・東部枠】
女性・若者・シニア・UIJターン創業支援資金
研究開発支援資金
新エネルギー等対策資金
経営環境変化・災害対策資金

産業振興総合センター
創業・経営支援部

○知事認定等について(下記資金)

商業・サービス産業課
0742-31-9084

創業支援資金【飲食店認定枠】

経営支援課
0742-33-0817

事業承継支援資金【経営承継関連保証型】

企業立地推進課

○知事認定等について(下記資金)

企業立地支援係
0742-27-8872

創業支援資金【宿泊施設認定枠】
既存事業者による宿泊施設開業支援資金
宿泊施設増改築・設備整備支援資金

企業誘致係
0742-27-8813

地域未来投資促進資金

雇用政策課
0742-27-8812

○知事認定等について(下記資金)
働き方改革推進企業等応援資金

奈良の木ブランド課
0742-27-7470

○知事認定等について(下記資金)
チャレンジ応援資金【認定枠】
創業支援資金【認定枠】
※ともに県産木材関連施設関係のみ

奈良県信用保証協会

本店保証課
0742-33-0552
保証業務全般
(おおむね奈良県北和地域)

本店経営支援室
0742-33-0559
経営・再生・創業支援

高田支店
0745-22-9551
保証業務全般
(おおむね奈良県中南和地域)

融資に関するお問い合わせ先

取扱金融機関(順不同)

○金融機関の店舗によっては融資受付を行っていない場合があります。融資申込に際して、取扱窓口は事前にご確認ください。

下記金融機関において、奈良県制度融資全制度取扱い
※「組織強化育成資金」は商工中金のみで、「地域産業振興資金」は商工中金は取扱対象外

南都銀行

大和信用金庫

奈良中央信用金庫

奈良信用金庫

りそな銀行

京都銀行

紀陽銀行

みずほ銀行

三菱UFJ銀行

中京銀行

第三銀行

関西みらい銀行

大阪シティ信用金庫

新宮信用金庫

京都中央信用金庫

北伊勢上野信用金庫

三井住友銀行

近畿産業信用組合

商工中金奈良支店※

関係団体

奈良商工会議所
0742-26-6222

奈良県商工会連合会
0742-22-4411

奈良県中小企業再生支援協議会
0742-26-6251

大和高田商工会議所
0745-22-2201

奈良県中小企業団体中央会
0742-22-3200

(公財)奈良県地域産業振興センター
0742-36-8311

橿原商工会議所
0744-28-4400

奈良県部落解放企業連合会
0744-23-3535

奈良県よろず支援拠点
0742-81-3840

生駒商工会議所
0743-74-3515

なら人権情報センター
0744-33-8585

チャレンジ応援資金											
資金名		融資対象者		資金使途	融資限度額			融資期間 (うち据え置き)	融資利率	保証料率	備考
チャレンジ応援資金		次のいずれかに該当する、設備投資を伴う事業資金を必要とする方 ①県内で事業所又は設備の新增設等、事業を拡大しようとする方 ②現在行っている事業を廃業し、県内で異なる業種(右記※))の事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方(開始後6か月未満の方を含む) ③現在行っている事業を継続しながら、県内で異なる業種(右記※))の事業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする方(開始後6か月未満の方を含む)		設備 運 設	2億8,000万円 ※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下 ※運転のみの利用不可			15年 (1年)	金融機関所定	0%～1.20% ※P. 21保証料率表 区分(A)参照 〈CRD8, 9は0%〉	(※)「異なる業種」の判断は、日本標準産業分類(3桁分類)によります 奈良県信用保証協会保証付融資からの借換可(ただし、借換金額は新規融資の1/3以下)
				運 転				10年 (1年)			
小規模企業枠 【所定枠】 【固定枠】		上記の①～③に該当する方の内、小規模企業者に該当する方		設備 運 設	5,000万円 ※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下 ※運転のみの利用不可			15年 (1年)	【所定枠】 金融機関所定 【固定枠】 1.775%	0% 〈奈良県が全額負担〉	
				運 転				10年 (1年)			
認 定 枠 知事認定要		上記の①～③に該当する方で、優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 【奈良の木枠】 上記の①～③に該当する方で、奈良の木を利用した優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 ※奈良県産材を建築物の内外装の見える部分に一定量以上使用する方		設備 運 設	5,000万円 ※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下 ※運転のみの利用不可			15年 (1年)	0% 〈奈良県が全額負担〉	知事認定の申込先は、地域産業課 【奈良の木枠】の知事認定の申込先は、奈良の木ブランド課 借換不可 認定書の有効期限は原則認定年度の2月末日までです。 認定年度中に融資実行を受けてください。	
				運 転				10年 (1年)			
チャレンジ応援資金【認定枠】のお申し込みについて(【奈良の木枠】を除く) ・事業計画の策定にあたっては、認定経営革新等支援機関(右記参照)等の支援を受けて策定してください。 ・知事認定のお申し込みの際には、必ず取扱金融機関に対し、事業計画の相談を行ってください。 ・取扱金融機関においては、知事認定の申請の前に、県地域産業課に対し、事業計画に「ビジネスモデルの新規性・独創性」(右記参照)などが備わっているか必ず確認を受けてください。(事前相談期間は、県地域産業課HPに掲載) ・「中小企業等経営強化法」の経営革新計画の承認を受けた方、やまと創業インキュベータ入居者(過去3年以内に入居を許可された方を含む。)、又は奈良起業家創出促進事業(ビジコン奈良)入賞者につきましては、知事認定にあたり事業計画の審査を省略します。								認定経営革新等支援機関とは・・・ 中小企業を支援する高い専門性を有するものとして、「中小企業等経営強化法」に基づき、国の認定を受けた機関です。奈良県では、制度融資取扱金融機関の本支店、商工会、中小企業診断士等の機関が指定されています。 (【参考】中小企業庁HP:http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kyoku/ichiran.htm)			
								「ビジネスモデルの新規性・独創性」のポイント ①商品、サービスの新しさ、独自のアイデアや工夫などがあるか。 ②商品、サービスの提供方法の新しさ、独自のアイデアや工夫などがあるか。 ③商品、サービスの生産、開発に独自の技術、ノウハウ、強みがあるか。 ※詳しくは、県地域産業課ホームページをご覧ください。			

創 業 資 金 ※(1)創業一般と(2)創業・分社化は併用可能										
資 金 名	融 資 対 象 者	資 金 使 途	融 資 限 度 額			融 資 期 間 (うち据え置き)	融 資 利 率	保 証 料 率	備 考	
創 業 支 援 資 金 (責任共有制度対象外) (1)創業一般	県内で創業しようとする方で、次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に事業を開始する、あるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後5年未満の方	設 備 運 転 運 設	2, 000万円					0. 80% ※商工会経由で保証 申込をした場合 0. 50%	「離職者等起業促進支援」の知事 確認の申込先は、地域産業課	
	離職者等起業促進支援 知事確認要							上記「(1)創業一般①・②」に該当する方で、次のいずれかに該当するとして知事の確認を受けた方 ア 知事確認申請日前5年以内に勤務先を離職した方 イ 知事確認申請日において60歳以上の方		0% 〈奈良県が全額負担〉
	認定特定創業支援事業 による支援を受けた方							上記「(1)創業一般①・②」に該当する方で、「産業競争力強化法」に基づく認定特定創業支援事業(右記※))による支援を受け、市町村長による証明書の発行を受けた方		
創 業 支 援 資 金 (責任共有制度対象外) (2)創業・分社化	県内で創業しようとする方で、次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、借入額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行日から1か月以内に事業を開始する、あるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する方(分社化) ③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは上記②(分社化)による会社設立後5年未満の方	設 備 運 転 運 設	1, 500万円			7年 (1年)	1. 575%	0. 80% ※商工会経由で保証 申込をした場合 0. 50%	借換不可 (※)認定特定創業支援事業とは・・・ 「産業競争力強化法」に基づき、市町村と認定連携創業支援事業者(商工会等)が実施する特定創業支援事業です。市町村別の計画の概要については、下記ＨＰ参照。 (【参考】中小企業庁ＨＰ http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/nintei.html)	
	離職者等起業促進支援 知事確認要							上記「(2)創業・分社化①・③」に該当する方で、次のいずれかに該当するとして知事の確認を受けた方 ア 知事確認申請日前5年以内に勤務先を離職した方 イ 知事確認申請日において60歳以上の方		0% 〈奈良県が全額負担〉
	認定特定創業支援事業 による支援を受けた方							上記「(2)創業・分社化①・③」に該当する方で、「産業競争力強化法」に基づく認定特定創業支援事業(右記※))による支援を受け、市町村長による証明書の発行を受けた方		
	認 定 枠 知事認定要						上記「(2)創業・分社化①～③」に該当する方(③については、事業開始後又は会社設立後1年未満に限る)で、優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 【奈良の木枠】 奈良の木を利用した優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 ※奈良県産材を建築物の内外装の見える部分に一定量以上使用する方	0% 〈奈良県が全額負担〉	知事認定の申込先は、地域産業課 【奈良の木枠】の知事認定の申込先は、奈良の木ブランド課 借換不可 認定書の有効期限は原則認定年度の2月末日までです。 認定年度中に融資実行を受けてください。	
	南 部 ・ 東 部 枠 知事認定要						上記「(2)創業・分社化①～③」に該当する方(③については、事業開始後又は会社設立後1年未満に限る)のうち県南部地域・東部地域で創業を予定又は事業を営んでおり、認定経営革新等支援機関の支援を受けた者であるとして知事の認定を受けた方 【対象市町村】・・・五條市、吉野郡、御所市、高市郡、宇陀市、山辺郡、宇陀郡		知事認定の申込先は、地域産業課 借換不可 認定書の有効期限は原則認定年度の2月末日までです。 認定年度中に融資実行を受けてください。	
女性・若者・シニア・UIJ ターン創業支援資金 (責任共有制度対象外) 知事認定要	上記「(2)創業・分社化①～③」に該当(③については、事業開始後又は会社設立後1年未満に限る)し、次のいずれかに該当する方で、認定経営革新等支援機関の支援を受けた者であるとして知事の認定を受けた方 ア 女性 イ 35歳未満の方 ウ 55歳以上の方 エ UIJターン該当者(申請日前1年以内に新たに県内に住所を定めた者をいう)									
創業支援資金【認定枠】のお申し込みについて(【奈良の木枠】を除く) ・事業計画の策定にあたっては、認定経営革新等支援機関(P.8下段参照)等の支援を受けて策定してください。 ・知事認定のお申し込みの際には、必ず取扱金融機関に対し、事業計画の相談を行ってください。 ・取扱金融機関においては、知事認定の申請の前に、県地域産業課に対し、事業計画に「ビジネスモデルの新規性・独創性」(P.8下段参照)などが備わっているかどうか必ず確認を受けてください。 ・やまと創業インキュベータ入居者(過去3年以内に入居を許可された者を含む。)、奈良起業家創出促進事業(ビジコン奈良)入賞者、または奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科卒業者につきましては、知事認定にあたり事業計画の審査を省略します。						創業支援資金【南部・東部枠】、女性・若者・シニア・UIJターン創業支援資金のお申し込みについて ・事業計画の策定にあたっては、認定経営革新等支援機関(P.8下段参照)の支援を受けて策定してください。				

奈良の飲食店・宿泊施設育成支援資金									
資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額			融資期間 (うち据え置き)	融資利率	保証料率	備考
創業支援資金 (責任共有制度対象外)									
飲食店認定枠 知事認定要	県内で飲食店を創業しようとする方で、次のいずれかに該当し、その事業計画について知事の認定を受けた方 ①事業を営んでいない個人で、借入額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行日から1か月以内に事業を開始する、あるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する方(分社化) ③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは上記②(分社化)による会社設立後1年未満の方	設備 運 転 運 設	1,500万円 ただし、①に該当する方は自己資金と同額が限度 ※宿泊施設認定枠については、運転のみの利用不可			7年 (1年)	0% 〈奈良県が全額負担〉		知事認定の申込先は、産業振興総合センター 創業・経営支援部 商業・サービス産業課 借換不可
	県内で宿泊施設を創業しようとする方で、次のいずれかに該当し、その事業計画について知事の認定を受けた方 ①事業を営んでいない個人で、借入額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行日から1か月以内に事業を開始する、あるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する方(分社化) ③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは上記②(分社化)による会社設立後1年未満の方								
既存事業者による 宿泊施設開業 支援資金 知事認定要	県内で宿泊施設を開業しようとする次のいずれかに該当する方で、その事業計画について知事の認定を受けた方 (1)県内で宿泊業に進出しようとする方で、次の①又は②に該当する方 ①現在行っている事業を廃業し、宿泊業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方 ②現在行っている事業を継続しながら、宿泊業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする方 (2)既存宿泊施設事業者であって、新たに宿泊施設を開業しようとする方	設備 運 設	※既存事業者による宿泊施設開業支援資金については、運転のみの利用不可 2億8,000万円			20年 (1年)	1.975% ※2020年3月31日までに融資実行を受けた方に、県が融資実行日から5年間2%(融資利率が2%未満の場合はその率)を上限とした利子補助を行う	0～0.90% ※P.21保証料率表 区分(B)参照 〈CRD6～9は0%〉	知事認定の申込先は、企業立地推進課 企業立地支援係 借換不可
		運 転				10年 (1年)			
宿泊施設増改築・ 設備整備支援資金 知事認定要	宿泊施設の増築・改築及び設備の設置を行おうとする、県内の既存宿泊施設事業者で、その事業計画について知事の認定を受けた方	設備				20年 (1年)			

地域未来投資促進・研究開発支援・インバウンド対応									
資 金 名	融 資 対 象 者	資 金 使 途	融 資 限 度 額			融 資 期 間 (うち据え置き)	融 資 利 率	保 証 料 率	備 考
地 域 未 来 投 資 金 知事承認要	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき、地域経済牽引事業計画について知事(地域経済牽引事業を地方公共団体と共同して行うときは、主務大臣)の承認を受けた方で、その承認に係る当該事業計画に従って事業を行う方	設 備 運 設	2億8,000万円 (一般保証と別枠保証)			15年 (1年)	金融機関所定	0% 〈奈良県が全額負担〉	知事承認の申込先は、企業立地推進課 企業誘致係 借換不可
		運 転				7年 (1年)			
研究開発支援資金 知事認定要	新製品や新サービスの提供等に向け、実証研究や試作品製造等の研究開発を行う方で、優れた研究開発計画を有するとして知事の認定を受けた方	設 備 運 転 運 設	5,000万円			15年 (5年)	0% 〈奈良県が全額負担〉		知事認定の申込先は、地域産業課 借換不可 認定書の有効期限は原則認定年度の2月末日までです。 認定年度中に融資実行を受けてください。
インバウンド等対応資金	県内で小売業又はサービス業(飲食業、旅館業等)を営む方のうち、外国人観光客の買物やサービス需要等を取り込むための環境整備に取り組む方 (設備資金)次の①～⑧の整備に該当するもの ①免税対応機器 ②外国語標記による案内標識 ③外国語案内ツール(外国語ホームページ、アプリ等) ④外国向けEC市場販路開拓に係る設備 ⑤クレジットカード対応機器等キャッシュレス対応機器 ⑥Wi-Fi設備 ⑦洋式トイレ化 ⑧店舗改装 (運転資金)次の①～③に該当するもの ①従業員に対する語学研修に必要な経費 ②新たに従業員を雇用するのに要する経費 ③設備導入に伴い必要となる経費	設 備 運 設	5,000万円 ※運転のみの利用不可			15年 (1年)	金融機関所定	0% 〈奈良県が全額負担〉	借換不可
		運 転				10年 (1年)			
<研究開発支援資金のお申し込みについて> ・研究開発計画の策定にあたっては、認定経営革新等支援機関（P.8下段参照）の支援を受けて策定してください。 ・知事認定のお申し込みの際には、必ず取扱金融機関に対し、研究開発計画の相談を行ってください。 ・取扱金融機関においては、当該研究開発計画について、県地域産業課に相談のうえ、提出してください。 <対象となる研究開発について> 優れた研究開発計画を有する方とは・・・ 次のいずれかに該当する方 ①開発する技術又は製品が新規性を有し、一定の技術レベルを有する研究開発で、実現可能性のある計画を有する方。 ②「奈良県産業振興総合センター中期研究開発方針」の「第4中期研究開発方針 1基本方針」のうちの(1)～(3)(右記参照)のいずれかに対応する研究開発計画を有する方。 ③「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づき、経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けた方。 ※既に実用化されている技術の単なる利用や基礎学問の研究にとどまるものは含みません。						「奈良県産業振興総合センター中期研究開発方針」の「第4中期研究開発方針 1基本方針」のうちの(1)～(3)とは・・・ ①グローバルニッチトップ企業の持続もしくは目指すための研究開発 世界市場の特定分野において高度で優れた独自技術により、市場占有率の高い製品の開発を目指す者の研究開発。 ②新産業分野の創出・育成を目指した研究開発 医療・健康分野、エネルギー・環境分野、宇宙・航空分野、生活関連(繊維、プラスチック、食品)分野。 ③核となる技術(コアコンピタンス)の形成を目指す研究開発 市場において長期にわたり優位性を確保するため、短期間で容易に模倣できないオリジナリティーの高い核となる技術の形成を目指す研究開発。 ※詳細につきましては、奈良県産業振興総合センター 生活・産業技術研究部 研究支援室 (0742-33-0863)へお問い合わせください。			

新エネルギー・働き方改革・事業承継									
資 金 名	融 資 対 象 者	資 金 使 途	融 資 限 度 額			融 資 期 間 (うち据え置き)	融 資 利 率	保 証 料 率	備 考
新 エ ネ ル ギ ー 等 対 策 資 金 知事認定要	次のいずれかの設備等を導入する方として、知事の認定を受けた方 ①再生可能エネルギーを活用する設備等 ②省エネルギーに資する設備等 ③革新的なエネルギーの高度利用技術を活用する設備等 ④その他、エネルギーの高度・効率的な利用に資する設備等	設 備	2億8,000万円			15年 (1年)	金融機関所定	0～0.96％ ※P.21保証料率表 区分(C)参照 〈CRD8,9は0％〉	知事認定の申込先は、地域産業課 借換不可
	働 き 方 改 革 推 進 企 業 等 応 援 資 金 融資対象(3)は知事認定要	次の(1)～(3)のいずれかに該当する方 (1)次のいずれかに該当する方 ①「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」の登録を受けた方 ②「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の認証を受けた方 ③「なら女性活躍推進倶楽部会員」の登録を受けた方 ④「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定(くるみん認定)を受けた方 ⑤「女性活躍推進法」に基づく認定(えるぼし認定)を受けた方 ⑥「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定(ユースエール認定)を受けた方 (2)賃上げを実施し、所得拡大促進税制の適用を受けた方 (3)県内で職場環境及び福利厚生の実をを図る施設・設備の整備を行う方であって、知事の認定を受けた方	設 備 運 転 運 設			5,000万円 ※融資対象(3)は運転のみの利用不可		7年 (1年)	0% 〈奈良県が全額負担〉
事 業 承 継 支 援 資 金 〔経営承継関連保証型〕 【所定枠】 【固定枠】 知事認定要	県内で事業承継を行い、又は行おうとする方で、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく知事の認定を受けた方	設 備 運 転 運 設	1億円 〔経営承継関連保証型〕は一般保証と別枠保証			10年 (1年)		【所定枠】 金融機関所定 【固定枠】 1.575％	知事認定の申込先は、産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課 ※〔一般保証型〕との併用は不可 借換不可
事 業 承 継 支 援 資 金 〔 一 般 保 証 型 〕 【所定枠】 【固定枠】	奈良県事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関(P.8下段参照)の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行い、又は行おうとする方								※〔経営承継関連保証型〕との併用は不可 借換不可

緊急支援資金									
資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額			融資期間 (うち据え置き)	融資利率	保証料率	備考
経営環境変化・災害対策資金 融資対象(1)は知事認定要	(1)次のいずれかに該当する方で、知事の認定を受けた方 ①エネルギーの有効利用に資する設備を設置する方 ②災害により被害を受けた方 ③関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債権を有する方 ④地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る方 ※②及び③については事実発生日の翌日から1年以内 (2)最近3か月の月平均売上高又は売上総利益若しくは営業利益が前年同期比5%以上減少しており、一時的に業況が悪化している方 (3)知事が定める社会的要因による突発的出費又は業況の悪化により資金繰りに支障をきたしている方 ※社会的要因の詳細は地域産業課までお問い合わせください。	設備 運 転 運 設	5,000万円			7年 (1年)	5年以内 1.775% 5年超 1.975%	0.45～1.56% ※P.21保証料率表 区分(D)参照	知事認定の申込先は、地域産業課 奈良県信用保証協会の保証付融資 (県制度融資を含む場合に限る。)からの借換可
セーフティネット 対策資金 【所定枠】 【固定枠】 (責任共有制度対象外) 市町村長認定要	「中小企業信用保険法」に規定する下記の各号の「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた方 1号 連鎖倒産の防止 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 3号 突発的災害(事故等) 4号 突発的災害(自然災害等) 5号 業況の悪化している業種(全国的) 6号 取引金融機関の破綻 7号 取引金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整 8号 取引金融機関の整理回収機構に対する貸付債権譲渡	運 転	5,000万円			7年 (1年)	【所定枠】 金融機関所定 【固定枠】 5年以内 1.775% 5年超 1.975%	(1,2,3,4,6号) 0.70% (5,7,8号) 0.63%	5号、7号、8号は責任共有制度対象。 認定の申込先は、事業所の所在する市町村(認定の申請については、各市町村にお問い合わせください。) 奈良県信用保証協会の保証付融資 (県制度融資を含む場合に限る。)からの借換可
大規模経済 危機対策資金 【所定枠】 【固定枠】 (責任共有制度対象外) 市町村長認定要	「中小企業信用保険法」に規定する「特例中小企業者」として市町村長の認定を受けた方		(一般保証と別枠保証)			10年 (2年)	【所定枠】 金融機関所定 【固定枠】 1.675%	0.60%	認定の申込先は、事業所の所在する市町村(認定の申請については、各市町村にお問い合わせください。) 奈良県信用保証協会の保証付融資からの借換可
再生支援資金	「産業競争力強化法」に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した以下の事業再生の計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関(「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」に規定する産業復興相談センターを含む)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦「私的整理に関するガイドライン」に基づき成立した再建計画 ⑧「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に基づき成立した弁済計画 ⑨「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき作成された計画であって、「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」に基づく調停における調書又は同法に規定する決定において特定されたもの ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が「産業競争力強化法」に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪奈良県中小企業支援ネットワーク経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画		5,000万円 (一般保証と別枠保証)			15年 (1年)	1.975%	0.60% ※責任共有制度対象外からの同額借換の場合 0.80%	奈良県信用保証協会保証付融資からの借換可

一 般 事 業 資 金									
資 金 名	融 資 対 象 者	資 金 使 途	融 資 限 度 額			融 資 期 間 (うち据え置き)	融 資 利 率	保 証 料 率	備 考
経 営 強 化 資 金 【 所 定 枠 】 【 固 定 枠 】	事業資金を必要とする方	設 備 運 転 運 設	5, 000万円			10年 (1年)	【所定枠】 金融機関所定 【固定枠】 2. 075%	0. 45～1. 56% ※P. 21保証料率表 区分(D)参照	一括による返済も可能 一括による返済の場合、融資期間は1年以内 奈良県信用保証協会の保証付融資 (県制度融資を含む場合に限る。)からの借換可
	創 業 支 援 資 金 利 用 者							0. 45～0. 80% ※P. 21保証料率表 区分(D)参照 ただし、CRD区分1～6 に該当する方の保証料 率は一律0. 80%	
小規模企業者支援資金 (責任共有制度対象外) 【所定枠】 【固定枠】	小規模企業者で事業資金を必要とする方	設 備 運 転 運 設	2, 000万円 ※融資限度額は、既保証債務残高(根保証 においては融資限度 額)との合計で2, 000 万円の範囲				【所定枠】 金融機関所定 【固定枠】 1. 575%	0. 23～1. 59% ※P. 21保証料率表 区分(E)参照	借換不可
地 域 産 業 振 興 資 金 【 所 定 枠 】 【 固 定 枠 】	地域産業事業者で事業資金を必要とする方	設 備 運 転 運 設	5, 000万円					0. 18～1. 29% ※P. 21保証料率表 区分(F)参照	奈良県信用保証協会の保証付融資 (県制度融資を含む場合に限る。)からの借換可 ※商工組合中央金庫は取扱対象外
改 元 等 対 応 資 金 【 所 定 枠 】 【 固 定 枠 】 ※ 2019 年 度 限 り	改元や消費税率の変更に伴い必要となる、情報システムやレジの改修に取り組むための資金を必要とする方 ※融資実行は2019年度中に行ってください	設 備 運 転 運 設	1, 500万円 ※運転のみの利用不可						借換不可
組 織 強 化 育 成 資 金	中小企業等協同組合、商工組合、その他組合で商工中金の貸付対象となる団体並びに組合員の方	設 備	組合 :1億円 組合員:8, 000万円			10年 (1年)	2. 075%	-	※取扱金融機関:商工組合中央金庫 のみ 借換不可
		運 転	組合 :1億円 組合員:7, 000万円			7年 (1年)			

保証料率表（弾力化保証料率）

区分(A)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基本料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	引き下げ率(%)	△ 0.70	△ 0.70	△ 0.70	△ 0.70	△ 0.70	△ 0.70	△ 0.70	△ 0.60	△ 0.45
	利用者保証料率(%)	1.20	1.05	0.85	0.65	0.45	0.30	0.10	0.00	0.00
	【該当資金】 ○チャレンジ応援資金									
区分(B)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基本料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	引き下げ率(%)	△ 1.00	△ 1.00	△ 1.00	△ 1.00	△ 1.00	△ 1.00	△ 0.80	△ 0.60	△ 0.45
	利用者保証料率(%)	0.90	0.75	0.55	0.35	0.15	0.00	0.00	0.00	0.00
	【該当資金】 ○既存事業者による宿泊施設開業支援資金 ○宿泊施設増改築・設備整備支援資金									
区分(C)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基本料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	引き下げ率(%)	△ 0.94	△ 0.89	△ 0.85	△ 0.81	△ 0.77	△ 0.72	△ 0.68	△ 0.60	△ 0.45
	利用者保証料率(%)	0.96	0.86	0.70	0.54	0.38	0.28	0.12	0.00	0.00
	【該当資金】 ○新エネルギー等対策資金									
区分(D)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基本料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	引き下げ率(%)	△ 0.34	△ 0.29	△ 0.25	△ 0.21	△ 0.17	△ 0.12	△ 0.08	△ 0.04	0.00
	利用者保証料率(%)	1.56	1.46	1.30	1.14	0.98	0.88	0.72	0.56	0.45
	【該当資金】 ○経営強化資金 ○経営環境変化・災害対策資金									
区分(E)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	全国小口保証料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	引き下げ率(%)	△ 0.61	△ 0.56	△ 0.52	△ 0.48	△ 0.44	△ 0.39	△ 0.35	△ 0.31	△ 0.27
	利用者保証料率(%)	1.59	1.44	1.28	1.12	0.91	0.71	0.55	0.39	0.23
	【該当資金】 ○小規模企業者支援資金									
区分(F)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基本料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	引き下げ率(%)	△ 0.61	△ 0.56	△ 0.52	△ 0.48	△ 0.44	△ 0.39	△ 0.35	△ 0.31	△ 0.27
	利用者保証料率(%)	1.29	1.19	1.03	0.87	0.71	0.61	0.45	0.29	0.18
	【該当資金】 ○地域産業振興資金 ○改元等対応資金									

※CRDとは、中小企業リスク情報データベースの通称です。CRDにより財務諸表(貸借対照表・損益計算書)の情報を評価し、一定の要素を加味したうえで、保証料率が決定されます。(詳しくは、奈良県信用保証協会にご確認下さい。)また、上記資金以外の保証料率は一定の率となります。

奈良県信用保証協会の信用保証制度

奈良県の制度融資以外にも、信用保証協会の保証制度を利用して、各金融機関で融資を受けることができます。
詳しくは、下記の信用保証協会本支店または各金融機関にお問い合わせください。

本店 奈良市法蓮町163-2 電話 0742-33-0552
高田支店 大和高田市幸町2-33(奈良県産業会館内) 電話 0745-22-9551
ホームページ <http://www.nara-cgc.or.jp>

制度名	保証概要	保証限度額	保証期間	保証料率
一般保証 (責任共有対象)	経営の維持・発展のための事業資金について行う保証	2億8,000万円	運転10年以内 設備15年以内	下記保証料率一覧表 「基本料率」参照
創業関連保証 (責任共有対象外)	新たに事業を開始するための資金について行う保証	2,000万円	10年以内	年1.00%
創業等関連保証 (責任共有対象外)		1,500万円		年1.00%
流動資産担保融資保証 (責任共有対象)	売掛債権・棚卸資産を担保とした融資に対する保証	2億円	個別保証1年 根保証1年 (根保証の延長は3年まで)	年0.68%
経営力強化保証 (責任共有対象)	金融機関及び認定経営革新等支援機関との連携により、経営力の強化を図る保証	2億8,000万円	運転5年以内 設備7年以内 (借換は10年以内)	下記保証料率一覧表 「経営力強化(責任共有対象)」参照
経営力強化保証 (責任共有対象外)				下記保証料率一覧表 「経営力強化(責任共有対象外)」参照
事業再生計画実施関連保証 (責任共有対象)	金融機関及び認定支援機関との連携により、事業再生を図る保証	2億8,000万円	運転・設備とも 15年以内 (一括返済は1年以内)	年0.80%
事業再生計画実施関連保証 (責任共有対象外)				年1.00%

※上記保証制度以外にも、ご利用目的に合わせて各種の制度がございます。

【信用保証料について】

従来は一律であった保証料率を、平成18年度より一部の保証制度を除き、企業者のみなさまの経営状況を踏まえた料率に変更させていただいております。なお、保証料率の表示については、融資金額に対する料率を記載しております。

【保証料率一覧表】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基本料率 (責任共有対象)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
経営力強化 (責任共有対象)	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
経営力強化 (責任共有対象外)	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50

※決算書類(貸借対照表・損益計算書)を作成していない事業者については、区分⑤を適用いたします。

※会計参与を設置したことを確認できる会社については0.1%の割引を行います(一部の制度を除く)。

※経営力強化保証について、決算書類(貸借対照表・損益計算書)を作成していない事業者については、責任共有対象保証は基本料率区分⑤、責任共有対象外保証は小口零細区分⑤を適用します。

政府系金融機関の融資制度

政府系金融機関には、信用保証協会の保証を条件としない融資制度など、中小企業者を対象とした各種融資制度があります。詳しくは、下記にお問い合わせ下さい。

日本政策金融公庫 奈良支店(国民生活事業) 奈良市大宮町7-1-33 電話 0742-36-6700

日本政策金融公庫 奈良支店(中小企業事業) 奈良市大宮町7-1-33 電話 0742-35-9910

商工組合中央金庫 奈良支店 奈良市林小路町8-1 電話 0742-26-1221